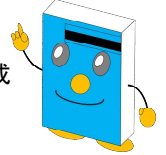


Q 個別の教育支援計画とは？

A 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、**長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために作成する計画**のことである。

（特小中学習指導要領 第1章第5節1(5)、特支高学習指導要領 第1章第2節第5款1(7)を基に作成



個別の教育支援計画の活用について

個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、**就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすこと**が大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、**保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意すること**が必要である。

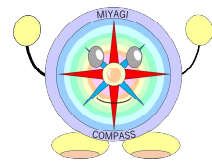
（小学校学習指導要領解説総則編 第3章第4節2(1)④、中学校学習指導要領解説総則編 第3章第4節2(1)④を基に作成

作成の手順（例）

- ① 障害のある児童生徒などの生活の中で遭遇する制約や困難を把握する。
- ② 本人及び保護者の意向や将来の希望を確認する。
- ③ 在籍校のみならず、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立てる。
- ④ それぞれが提供する合理的配慮（p. 1-14）を含む支援の内容を具体的に記述し、整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にする。
- ⑤ 合理的配慮を含む支援の内容の提供等を適宜評価し、改善を図る。

具体的な活用場面

- ・ 保護者との連携〈相談、面談、家庭訪問〉
- ・ 校内における支援内容の話合い〈校内委員会〉
- ・ 関係機関を交えた会議〈支援会議〉
- ・ 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、進路先との引き継ぎ〈移行支援会議〉



個別の教育支援計画は、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒全員に必ず作成します。通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒については、作成・活用に努めることとされています。

様式については、各県や市町村、学校等で違うので、確認しましょう。

参考：文部科学省「個別の教育支援計画の参考様式について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00005.htm

